

運営規約（事業者向け）

（名称）

第1条

本会の名称は、福岡カーボンクレジット倶楽部（以下「本会」という）とする。

（目的）

第2条

本会は、福岡県が実施する「福岡県における太陽光発電設備導入によるCO₂削減プロジェクト」の一環として、会員が太陽光発電設備を使用することで削減された温室効果ガス排出量を、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という）実施要綱（平成25年4月17日経済産業省、環境省、農林水産省策定）に基づきJ-クレジットとしてJ-クレジット制度認証委員会（J-クレジット制度を管理する経済産業省、環境省、農林水産省が共同で設置した、J-クレジットの認証を行う委員会）より認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図るとともに、創出されたJ-クレジットを福岡県における地球温暖化対策に資する取組に利用することを目的とする。

（運営・管理）

第3条

本会の運営・管理は福岡県（以下「運営・管理者」という）が行う。

第3条の2

運営・管理者はJ-クレジット制度に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員情報の管理・記録
- (2) 会員入会時の内容確認(他のプログラム型プロジェクトとの会員の重複登録確認等)
- (3) 排出削減活動リストの作成
- (4) モニタリングの実施（データの収集）
- (5) 排出削減量の算定
- (6) モニタリング報告書の作成と審査等各対応
- (7) J-クレジット制度事務局への各種申請
- (8) J-クレジットの売却
- (9) J-クレジット売却益の活用計画と活用の周知
- (10) 会員の退会手続

第3条の3

運営・管理者として必要な事務は福岡県において行う。ただし、運営・管理の全部又は一部を外部に委託して行うことができるものとする。

(会員)

第4条

本規約において、会員とは、本規約に同意の上、運営・管理者に入会を申し込んだ者をいう。

第4条の2

会員は次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 事業所等であること（家庭でないこと）。
- (2) 太陽光発電設備を設置し、発電された電力の全部又は一部を自家消費していること。
- (3) 太陽光発電設備の稼働開始日（不明な場合は設置日）が、会員規約合意日（入会届提出日）の2年前の日以降であること。
- (4) J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された情報を、運営・管理者が使用することに同意すること。
- (5) J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された以外の情報について、運営・管理者が必要とする場合は提供することに同意すること。
- (6) 太陽光発電設備を使用することによる自家消費分についての環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果=J-クレジット）を運営・管理者へ譲渡すること、その結果として「太陽光発電設備を使用することで温室効果ガス排出量を削減」したことを会員が主張できなくなること同意すること。
- (7) 本会に登録する太陽光発電設備が、他の類似制度及びJ-クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。
- (8) 太陽光発電設備を利用する事業所等において、常用の自家発電設備を利用していないこと。
- (9) 年1回、モニタリングを行い、モニタリングデータ（発電量 kWh/年、売電量 kWh/年）を福岡県へ報告すること。

(J-クレジットの取り扱い)

第5条

会員から運営・管理者へ譲渡されたJ-クレジットは、運営・管理者における地球温暖化対策に資する取組に活用することとする。

(運営・管理者への協力)

第6条

会員は、運営・管理者が求めるときは、次に掲げる全ての事項について同意し、協力しなければならない。

- (1) 年1回、モニタリングデータ（発電量 kWh/年売電量 kWh/年）及びデータの根拠資料（モニター表示器等による表示値の画像、電力会社からの請求書等）を福岡県が指定する日までにWEB上の申請フォーム、メール、郵送、FAXのいずれかの方法で提供すること。
- (2) 入会后、蓄電池を新設した場合、その旨を運営・管理者へ報告すること。
- (3) J-クレジットの認証に際し、審査機関が必要に応じて実施する現地調査（太陽光発電設備に関する現地確認等をいう）を受けること。
- (4) その他、本会の運営及び管理に関して必要なこと。

(報告)

第7条

運営・管理者は、次に掲げる事項について、会員に対して年1回報告することとする。

- (1) J-クレジット制度認証委員会への実績報告及び認証申請の結果について
- (2) J-クレジットの活用用途について

第7条の2

前項の報告は、運営・管理者がウェブサイト上に結果概要を掲載することを以て行うこととする。

(設備の処分等)

第8条

会員は、第11条に規定する会員資格の有効期間内において、次の各号の一に該当するときは、その旨を運営・管理者に届け出なければならない。

- (1) 太陽光発電設備が毀損され、又は滅失したとき。
- (2) 太陽光発電設備を処分(売却、譲渡、交換、貸付又は担保に供すること)しようとするとき。

(退会)

第9条

会員は、本会を退会しようとするときは、運営・管理者にその旨を届け出、その承認を得なければならない。

第9条の2

運営・管理者は、会員が次の各号の一に該当するときは、当該会員を退会させることができる。

- (1) 第4条第2項に掲げる要件を満たしていないとき。
- (2) 前条の届出があったとき。
- (3) 会員の行為が本会の目的に著しく相応しくないと認めるとき。

(会費)

第10条

本会の会費は無料とする。

(会員資格の有効期間)

第11条

会員資格の有効期間は、入会日から8年間とする。ただし、運営管理者の確認を受けることで、8年間延長できる。

(個人情報・重要情報等の取扱い)

第 12 条

運営・管理者は、あらかじめ会員の同意がある場合、本規約に規定する場合又は法令等に基づく要請がある場合を除き、会員から得られた個人情報、重要情報及びこれらに類する情報を第三者に提供又は開示しないこととする。

(委任)

第 13 条

本規約に定めるもののほか、本会の入会に関し必要な事項は運営・管理者が定める。

附 則

本規約は、2024年9月27日(プロジェクト登録申請日)から施行する。